

町民の皆様へ

町民の皆様には、日頃より町政への深いご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、近年、これまでに我々が経験したことのない大規模な地震、大雨、大型台風等による自然災害が全国各地で多発し、大きな被害をもたらしています。

本町においても、平成23年3月11日の東日本大震災は、想像をはるかに超える各種の被害をもたらし、令和元年10月の台風19号(令和元年東日本台風)の豪雨では、町内各所で浸水被害や土砂災害など甚大な被害が発生しています。

日頃から知ってほしい災害への備えや避難の基礎知識、起こりうる自然災害が発生したときの避難場所や避難所、浸水想定区域などを一冊にまとめた「防災マップ」を作成しました。

災害時の備えを考えると、「自助」「共助」「公助」の3つが大変重要となり、連携することが必要不可欠となってきます。

自助としての日頃からの備えが大変重要であることをご理解いただくと共に、この度作成しました「防災マップ」を有効に活用いただき「自助」「共助」「公助」を基本とした災害予防活動の一助としていただければ幸いです。

今後も、町民の皆様が安全に安心して暮らせるよう、防災対策の推進にしっかりと取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年1月
埴町長 宮田秀利

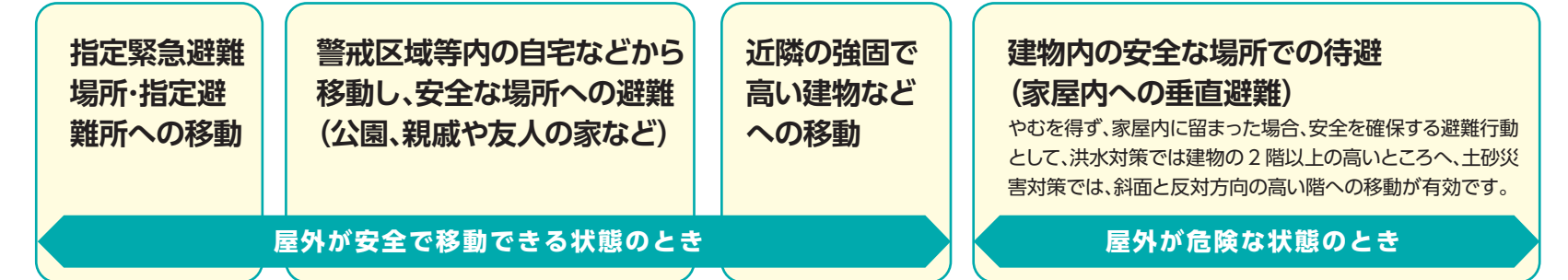
索引

町民の皆様へ・索引	1	埴町全図	13・14
避難行動ガイド①	2	中心図(埴地内)	15・16
避難行動ガイド②	3	中心図(川上地内)	17・18
特別警報をご存知ですか?	4	詳細図No.1	19・20
風水害対策について	5	詳細図No.2	21・22
土砂ハザード情報について	6	詳細図No.3	23・24
洪水ハザード情報について	7	詳細図No.4	25・26
地震対策について	8	詳細図No.5	27・28
火災対策について	9	詳細図No.6	29・30
防災対策・非常時持出品	10	詳細図No.7	31・32
指定避難所、指定緊急避難場所・福祉避難所一覧	11	詳細図No.8	33・34
ライフライン・行政関係機関連絡先一覧	12	詳細図No.9	35・36
		詳細図No.10	37・38

避難行動ガイド①

避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。



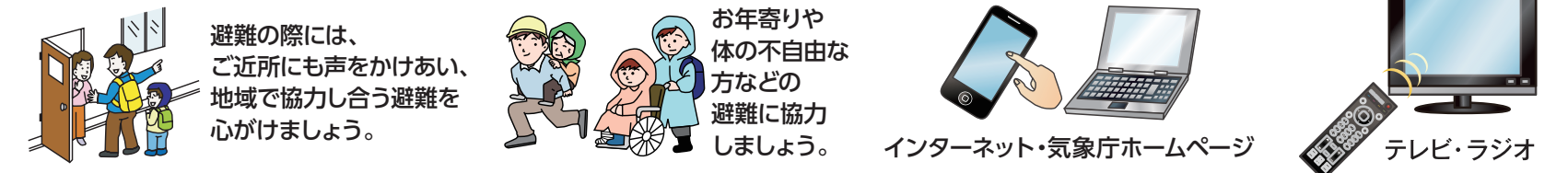
避難行動に関する行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。 立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。

※「自主避難」とは・・・避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(自主避難)することが命を守ることになります。



大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、町が設定している基準に達した場合に高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保を発令します。また、高齢者等避難開始が発令されずに避難指示が発令される場合もあります。

※特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守るようになります。



地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難指示を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに、避難指示を発令します。



その他

その他災害が発生するおそれがあるときに、避難指示を発令します。